

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年3月23日

千葉県監査委員	穴	倉	輝	雄
同	宮	原	清	貴
同	岩	井	雅	夫
同	三	瓶	輝	枝

4千総総第1658号

令和5年3月16日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴
同 岩井雅夫
同 三瓶輝枝
様

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号及び第11号並びに令和4年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 市場

電話 9*4014

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 業者選定を適正に行うべきもの （こども未来局）</p> <p>(ア) 事案 こども未来局における物品の調達については、市内登録業者に発注可能な物品についても市内登録業者以外（準市内業者・市外業者・未登録業者）に発注していた。</p> <p>(イ) 問題点 「適正な入札・契約の執行について」（資産経営部長通知）によると、物品の調達等に際しての業者選定は、地元中小企業者育成の観点から、可能な限り市内中小企業者に発注するものとし、市内登録業者以外から選定する場合は、必ず選定理由を明記し、専決権者の意思決定を受けることとされているが、その理由に疑義が生じる事例や理由が記載されていない事例が散見され、市内登録業者に発注可能な物品も存在した。</p> <p>なお、これらの事例について、所管部局に確認したところ、一度に様々なものを発注可能な品揃えが豊富な業者を選定したというものであった。</p> <p>(ウ) 指摘 業者選定については、市内中小企業者育成の観点に基づき適正に行われたい。</p>	<p>業者選定については、令和3年12月21日付けで、こども未来局長から各所属長に対して、対応策を講じ、再発防止に取り組むよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底した。さらに、保育所長会議で市内登録業者以外から選定する場合について説明を行うなど、適正な運用に取り組んでいる。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 事業所税の減免を適正に行うべきもの （財政局）</p> <p>(ア) 事案</p> <p>事業所税の減免について、従業者割の減免税額算定に係る 1 円未満の端数処理を確認したところ、切上げとしているものと切捨てとしているものが混在しており、処理方法が統一されていなかった。</p> <p>(イ) 問題点</p> <p>端数処理の方法について明文化されたものはなく、考え方が整理されていないため、担当者が個々の判断で算定していた。</p> <p>なお、従業者割の額によっては、納付すべき税額に影響を及ぼす場合がある。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>事業所税の減免税額算定に係る端数処理方法について、考え方を整理した上で明文化し、処理方法を統一されたい。</p>	<p>事業所税の減免税額算定に係る端数処理方法については、令和 4 年 1 0 月 1 日付けで事業所税減免事務取扱要領を改正し、適切な運用を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 適正な専決者により決裁を行うべきもの（建設局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>土木事務所における各種委託について確認したところ、適正な専決者により決裁が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>決裁に当たっては、規程に基づき、適正な専決者による意思決定を行われたい。</p>	<p>適正な専決者による決裁については、令和4年12月13日付けで、建設局長から各所属長に対して、適切な事務執行を行うよう通知し、所属職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、各土木事務所においては、令和5年1月までに適正な決裁区分に是正した。</p>